

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555（直通）
TEL：026-238-1580（苦情専用）
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：https://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下表のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項についての説明、県介護支援課等からは新規指定事業者向けの説明を行います。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

なお、Web会議システムでの説明会に参加を希望される事業者は資料等を事前に送付する関係上、1週間前までに事業所番号、事業所名参加者名をFAX（026-238-1581）にてご報告ください。

開催日	開催方法または開催方法	時間
令和6年2月28日（水）	Web会議システム（Webex）による	午後1時30分～4時30分
令和6年3月25日（月）	長野県自治会館 1F 会議室	午後1時00分～4時00分

2 通知文書の再発行について

本会より郵送または伝送済みの文書の再発行が必要な場合の依頼方法については、紙帳票での再発行希望の場合、返信用封筒に郵送料の実費（切手）の貼付が必要です。本会ホームページの再発行依頼に係る「注意事項」をご参照いただき不足の無いようお願いいたします。

また、電子請求用 ID・パスワードの再発行については、本会から簡易書留で郵送しますので郵送料の不足がないようご留意ください。

なお、郵送料の不足の場合は受取人負担となりますが、簡易書留の場合は不足分があると郵送自体できかねますので、再度、本会へ返信用封筒の送付が必要となります。あらかじめご了承ください。

3 電子請求受付システムでの通知文書の取得期間について

標記について、事業所が通知文書（介護給付費等支払決定額通知書等）を取得できる期間は文書の状況により異なります。取得可能な期間を過ぎた通知文書は、パソコンへの取込不可となりますので、取得可能期間内に保存等の対応をお願いします。文書の状況による電子請求受付システムでの取得期間は以下のとおりです。

◆通知文書◆（「介護給付費等支払決定額通知書」「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」等）

通知文書の状況	通知文書の取得可能期間
[完了]	事業所がすべての通知文書を取得して、 <u>[完了]</u> となった日から 90日以内
上記以外（未取得など）	制限なし

◆連絡文書◆（「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」等）

連絡文書の状況	連絡文書の取得可能期間
[既読]	<u>[既読]</u> 状態となった日から 90日以内 、又は登録日から 1年6か月 まで
[未読]	登録日から 1年6か月 まで

※文書の状況は、電子請求受付システムから直接取得、または各事業所でお使いの請求ソフト等で取得すると [完了] や [既読] に変わります。

4 令和5年度介護職員処遇改善支援補助金について

標記については下記の通り実施要項が定められております。対象のサービス種類と交付率をご確認のうえ、必要な事業所は都道府県へ申請を行ってください。

なお、本事業については実施主体が都道府県のため、詳細については長野県へお問い合わせください。

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金について

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度(月額平均6,000円相当)引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒して実施するために必要な経費を令和5年度内に都道府県に交付する。
- 介護職員以外の他の職種への処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

- **対象期間** 令和6年2月～5月分の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う)
- **補助金額** 対象介護事業所の介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
- **取得要件**
 - ・ 介護職員ベースアップ等支援加算を取得している事業所(令和6年4月から介護職員等ベースアップ等支援加算を取得見込みの事業所も含む)
 - ・ 上記かつ、令和6年2・3月分(令和5年度中分)から実際に賃上げを行う事業所
 - ・ 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等の月額賃金(※)の改善に使用することを要件とする(4月分以降、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則(賃金規程)改正に一定の時間を要することを考慮して、令和6年2・3月分は全額一時金による支給を可能とする。)
 - ※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」
- **対象となる職種**
 - ・ 介護職員
 - ・ 事業所の判断により、介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- **申請方法** 各事業所において、都道府県に介護職員・その他職員の賃金改善額を記載した計画書(※)を提出。
※賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)
- **報告方法** 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書(※)を提出。
※賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)

● **交付方法**
対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払(国費10/10、約364億円(事務費含む))。

● **申請・交付スケジュール**
 ✓ 都道府県に対しては令和5年度内に概算交付
 ※ 事業者に対する交付スケジュールとして、都道府県における準備等の観点から、やむをえない事情による場合は、令和6年4月から交付、6月から交付することも想定。
 ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

【執行のイメージ】

```

            graph LR
            A[介護事業所] -- "① 申請(処遇改善計画書等を提出)  
※令和6年2・3月分(令和5年度中分)の賃上げ実施が条件" --> B[都道府県]
            B -- "② 交付決定。補助金の交付(補助率10/10)" --> A
            A -- "③ 賃金改善期間後、報告(処遇改善実績報告書を提出)  
※要件を満たさない場合は、補助金返還" --> B
            
```

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の交付率について

- 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の交付率を介護報酬に乘じる形で各事業者に交付。事業者ごとに交付される補助金額は、介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円(給与の約2%)の賃金引上げに相当する額になる。

サービス区分	交付率
・ 訪問介護	1.2%
・ 夜間対応型訪問介護	
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
・ (介護予防)訪問入浴介護	0.7%
・ 通所介護	0.7%
・ 地域密着型通所介護	
・ (介護予防)通所リハビリテーション	0.6%
・ (介護予防)特定施設入居者生活介護	0.8%
・ 地域密着型特定施設入居者生活介護	
・ (介護予防)認知症対応型通所介護	1.4%
・ (介護予防)小規模多機能型居宅介護	1.0%
・ 看護小規模多機能型居宅介護	
・ (介護予防)認知症対応型共同生活介護	1.3%
・ 介護老人福祉施設	0.9%
・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
・ (介護予防)短期入所生活介護	
・ 介護老人保健施設	0.5%
・ (介護予防)短期入所療養介護(老健)	
・ 介護医療院	0.3%
・ (介護予防)短期入所療養介護(病院等・医療院)	

※ (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は交付対象外。
 ※ 対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

令和6年2月審査分の支払日は3月29日(金)、令和6年3月審査分の締め切りは3月10日(日)です。なお、9日(土)及び10日(日)は長野県自治会館1階で8:30~16:30まで受付を行います。2月審査分の返戻通知等の送信日は3月1日(金)夕方、発送日は3月4日(月)を予定しております。